

熊本難病・疾病団体協議会 会費規程

(年会費)

第1条 本会の会費は、年会費（会計年度と同じ4月1日から翌年3月31日）とし、区分は、正会員と準会員、賛助会員の三種、金額は次のとおり。

(1) 正会員 熊本で活動を行う当事者及び当事者家族の団体で入会が認められたもの
会員数

1人	～	20人	2,000円
21人	～	99人	5,000円
100人	～	149人	10,000円
150人	～	199人	15,000円
200人	～	249人	20,000円
250人	～	299人	25,000円
300人以上			30,000円

(2) 準会員 正会員以外の協力団体（議決権がない団体）

団体：一口 500円

なお、団体にあつては、任意に加算して納付することを拒むものではない。

(3) 賛助会員

個人：一口 2,000円

団体：一口 10,000円

2 年度途中の入会であっても、割引等を行なわないものとする。

3 災害等あった場合は年会費を免除することが出来る

(欠損時の処理)

第2条 収入予算が不足する事態となった場合には、幹事会に付託し、承認を得て臨時の会費を徴収することができる。

2 臨時の会費として徴収することが不相当と判断される場合には、幹事会の承認を得て団体の規模に応じた分担金に替えることができる。

付則

1 この規程は、平成15年10月11日から施行する。

2 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

3 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

4 この改正規程は、平成23年6月4日から施行する。

5 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

6 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

7 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

8 この改正規程は、令和3年5月29日から施行する。